

下関市生活支援短期宿泊助成事業事業者登録要領

1 目的

この要領は、下関市生活支援短期宿泊助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条に規定する、下関市生活支援短期宿泊助成事業（以下「事業」という。）を実施する事業者の登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業の概要

(1) 事業の内容

事業の内容は、要綱第4条の定めるとおりとする。

(2) 事業の実施

事業の実施に当たっては、要綱を遵守し実施するものとする。

(3) 事業の実施場所

事業の実施場所は、市内において登録事業者が管理運営を行っている特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は地域密着型介護老人福祉施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）とする。

3 登録事業者の申請資格

介護予防事業に対して意欲を有する事業者であって、次に掲げる要件を全て満たしていることとする。

(1) 市内において、特別養護老人ホーム等を管理運営しており、かつ、事業の適切な運営が確保できると認められる者であること。

(2) 事業の目的及び介護保険制度を十分に理解していること。

(3) 要綱に定める事業の内容及び実施体制の履行が可能であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(参考) 地方自治法施行令(抄)

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

4 提出書類

登録事業者として登録をしようとする事業者は、生活支援短期宿泊助成事業事業者登録申請書(様式1)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出すること。

- (1) 定款の写し
- (2) 給食費及び居住費の額に係る資料

5 登録事業者の審査等

市長は、提出された書類について、その内容を審査し、及び必要に応じてヒヤリング又は実地調査を行い、事業を適切に実施できると認められる事業者を登録事業者として、登録する日の属する当該年度の間に限り登録するとともに、審査結果について書面にて通知する。

6 登録事業者の登録の更新

登録期間が満了する日の1月前までに、下関市、登録事業者のいずれからも申出がないときは、登録期間は更に1年間延長するものとし、

以後もこの例による。

7 登録内容の変更

登録事業者は、登録内容に変更があったときは、速やかに、生活支援短期宿泊助成事業事業者登録内容変更届（様式2）により市長に届け出ること。

8 登録事業者の登録辞退の申し出

登録事業者は、登録事業者の登録を辞退するときは、生活支援短期宿泊助成事業事業者登録辞退申出書（様式3）により市長に申し出ること。

9 登録事業者の取消し

市長は、登録事業者が次のいずれかに該当すると認められるときは、登録事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 第3項に定める登録事業者の資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 著しく信義に反する行為があったとき。
- (4) 事業を履行することが困難と認められるとき。
- (5) 申請に際して不正行為があったとき。
- (6) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (7) 登録を辞退する旨の申し出があったとき。

10 その他

- (1) 提出書類は原本1部とし、審査結果に関わらず返却しない。なお、不登録となった場合においても、本市で定めた保存年限終了後、本市の責において全て処分するものとし、本事業以外に使用しない。
- (2) 提出書類の作成等、申請に要する費用は、全て申請事業者の負担とする。

附 則

この要領は、平成31年2月27日から施行し、平成31年度の事業か

ら適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正前の下関市生活支援短期宿泊助成事業事業者登録要領の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この要領の施行の際、この要領による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年2月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正前の下関市生活支援短期宿泊助成事業事業者登録要領の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要領による改正後の下関市生活支援短期宿泊助成事業事業者登録要領の相当規定によりなされたものとみなす。

